

農地法第 3 条許可申請書記入マニュアル

※ このマニュアルは、初めて農地法第 3 条の許可申請をしようとする方向けに、許可申請書の記入方法をわかりやすく解説したものです。

このため、法律上の正確性よりわかりやすさを優先した表現になっています。

目 次

○ 農地法第3条の規定による許可申請書様式等	3
・（別記第1号様式）農地法第3条第1項の規定による許可申請書	3
・（付表1）経営委託に係る権利設定調書	10
・（付表2）乳牛等の飼育法人関係権利移転（設定）調書	11
・（付表3）一般法人関係権利移転（設定）調書	13
・（付表4）地下・空間を目的とする地上権設定（移転）調書	14
・（付表5）信託財産に係る権利移転（設定）調書	15
・（付表6）農業生産法人への出資・持分譲渡調書	16
・（付表7）賃借権等に基づき事業に供されている農地等の 権利移転調書	17
・（別紙1）農業生産法人としての事業等の状況	18
・（別紙2）使用貸借又は賃貸借に係る追加記載事項	22
○ 1 個人の方が農地を買ったり借りたりする場合の記入例	24
○ 2 農業生産法人が農地を買ったり借りたりする場合の記入例	34
○ 3 農業生産法人以外の法人が農地を借りる場合の記入例	46
○ 参考資料	56
・ 農地賃貸借契約書（契約書例）	56
・ 必要書類一覧	59
・ 必要書類チェックリスト	61

※1 農地を買ったり借りたりする場合には、農地法第3条に基づき、農業委員会の許可を受ける必要があります。

農業委員会の許可を受けていない契約は無効ですので、十分ご注意ください。

※2 農業生産法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

農業生産法人以外の法人は、一定の条件の下で農地を借りる場合のみ許可を受けることができます。